（ソロモン諸島側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ソロモン諸島政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月八日にホニアラで

ソロモン諸島

外務貿易大臣　リック・ネルソン・ホウエニプエラ

ソロモン諸島駐在

日本国特命全権大使　樋口恵一閣下

○外務省告示第二百四十一号

令和八年五月三日にナイロビで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　二億六千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　茂木敏充外務大臣

ケニア側　ムサリア・ムダバディ内閣筆頭長官兼外務・ディアスポラ担当長官

○外務省告示第二百四十二号

令和八年六月三十日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億四千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　カジジャ・イドリス外務事務次官

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第二百八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年六月十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	8,200,000,000円	104.62円
〃	第31回	6,700,000,000円	100.62円
〃	第31回	100,000,000円	100.92円
合計		15,000,000,000円	

○農林水産省告示第千五十六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rheum L.	甲斐（かい）メディカゼネラル　1号	山梨県 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号	第31668号 令和８年５月14日

○農林水産省告示第千五十七号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Actinidia Lindl.	SORELI	University of Udine Via Palladio 8, IT-33100 Udine, Italy	第28958号 令和８年５月11日
Hydrangea L.	愛花（あいか）No.1	菅谷政行 千葉県旭市新町1566―２	第36044号 令和８年５月20日

○国土交通省告示第九百九十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

㈠　登録番号　27

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本グラウト協会

㈢　変更後の代表者の氏名　和田　康夫

㈣　変更年月日　令和八年六月八日

○国土交通省告示第九百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東沢

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十五年建設省告示第千二十九号で指定した同号七に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を昭和四十五年建設省告示第千二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 32′ 14.6030″	138° 40′ 18.3823″
2	36° 32′ 14.0977″	138° 40′ 16.9043″
3	36° 32′ 26.1342″	138° 40′ 21.9063″
4	36° 32′ 26.2409″	138° 40′ 20.8971″

○国土交通省告示第九百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡長野原町大字横壁の区域内の土地のうち、次の一点から八十八点までを順次結んだ線及び一点と八十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 32′ 22.1601″	138° 40′ 20.9503″
2	36° 32′ 21.6717″	138° 40′ 20.5463″
3	36° 32′ 21.7084″	138° 40′ 20.5134″